

包括承認基準 9 居宅介護支援事業所 II

現 行	改正案
	<p data-bbox="1144 284 1774 320"><u>基準 9</u> <u>居宅介護支援事業所 II</u></p> <p data-bbox="1144 373 2089 448">1 <u>介護保険法第 8 条第 2 3 項に規定する居宅介護支援の事業所（以下「事業所」という。）であること。</u></p> <p data-bbox="1144 459 1592 491">2 <u>以下のすべてに該当すること。</u></p> <p data-bbox="1144 502 2089 663">(1) <u>事業所は、提案基準 6-2 第 1 項第 5 号、提案基準 1 2 又は提案基準 1 3 の施設（法第 2 9 条第 1 項の許可、法第 4 2 条第 1 項ただし書きの許可、法第 4 3 条第 1 項の許可を受けたものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）内の一部を用途変更するものであること。</u></p> <p data-bbox="1144 675 2089 750">(2) <u>社会福祉施設等を運営する事業者と事業所を運営する事業者が同一であること。</u></p> <p data-bbox="1144 761 2089 836">(3) <u>社会福祉施設等の規模に照らして、事業所の規模は必要最小限であること。</u></p> <p data-bbox="1144 847 2089 963">(4) <u>市の福祉施策の観点から支障がなく、事務所の設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて福祉施策担当部局・機関と調整のとれたもの。</u></p> <p data-bbox="1144 975 2089 1050">3 <u>用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。</u></p>